

日野市バドミントン連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は日野市バドミントン連盟（以下単に連盟という）と称する。

第2条 本連盟の事務所は会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟はバドミントン競技の健全な普及発展を図り、併せて本技を通じて体位の向上と愛好者相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び共催
- (2) 競技及び技術の指導並びに講習会の開催
- (3) バドミントン競技に関する調査研究資料の収集
- (4) 同じ目的を有する他の諸団体との連携
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 会員資格及び会費

第5条 本連盟の会員は、本連盟の趣旨に賛同する日野市在住、在勤、在学者（A会員）及びそれ以外で会社またはクラブに団体登録された者（B会員）とする。
尚前記以外の者でも本連盟理事の過半数の承認を得た場合は入会を認めるものとする。

第6条 本連盟の会費（年額）は次による。

- (1) 会社及びクラブ 3,000円
- (2) A会員の個人 1,000円
- (3) B会員 1,000円

第4章 役員

第7条 本連盟に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	1名	理事長	1名	副理事長	1名
理事	若干名	会計	1名	会計監査	1名		

第8条 会長は総会において推薦し委嘱する。会長は本会を代表し、会務を統轄する。

第9条 副会長は総会において推薦し、会長はこれを委嘱する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。

第10条 理事長は理事の互選により選出し本会の業務を行う。

第11条 副理事長は理事の互選により選出し理事長を補佐し、理事長に事故のある時はその職務を代行する。

第12条 理事は加盟団体等を代表し、本連盟の運営にあたる。

第13条 会計は理事の互選により選出し、本連盟の会計業務を行う。

第14条 会計監査は総会の議を経て会長にこれを委嘱し、本連盟の会計を監査する。

第15条 役員任期は2ヶ年とする。ただし再任は妨げない。

補充役員任期は前任者の残任期間とする。

第16条 本連盟は総会の議を経て顧問、参与をおくことができる。

第5章 会 議

第17条 本連盟の会議は総会及び理事会とする。

第18条 総会は会長、副会長、理事長、副理事長、理事、会計及び会計監査並びに以上の者の代理人を以って構成し、毎年3月に会長がこれを招集する。

第19条 理事会は理事長、副理事長及び理事並びに以上の者の代理人を以って構成し、理事長が必要と認めた場合これを招集する。

第20条 会議の議事は出席した理事の過半数を以って決する。
同数の場合は議長の決する所による。

第6章 会 計

第21条 本連盟の経費は会費、寄附金及びその他の収入でこれにあてる。

第22条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終る。

第23条 決算は会計年度終了後に監査を受けて総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第7章 加入 及び 脱退

第24条 本連盟への加入は所定の手続きにより連盟に届け出るものとする。

第25条 本連盟を脱退する時は所定の手続きにより届け出るものとする。

第26条 個人の利益を得る行為等、本連盟に不利益を与えたと理事の4分の3以上が認めた者は、脱退処置を行うものとする。

第8章 雑 則

第27条 本連盟の規約は総会において出席者の3分の2以上の賛同を得なければ変更することはできない。

第28条 この規約は昭和47年4月1日から施行する。
この規約は平成30年4月1日より改定する。(第3章 第5条・第6条)

規約第5条尚書きに定める連盟への入会を認める者の基準

平成11年3月16日

日野市バドミントン連盟規約第5条尚書きに定める連盟への入会を認める者の基準を次のように定める。なお、この規約によって連盟加入を認められる者は他の自治体のバドミントン連盟または協会に加入しない者であることとする。

1. 日野市バドミントン連盟の会長の職を10年以上務めた者
2. 日野市バドミントン連盟に15年以上加盟した者

なお、この尚書きにより連盟への入会を認める者を理事会に提示する理事は、その者がこの基準に該当するかを調査したものを合わせて理事会に提示することとする。

付 則

1. 規 定

(1) 大会規定

本連盟主催の大会規程は別(以下)に定める規定による。

(2) 慶弔規定

本連盟に関する慶弔規程は別(以下)に定める規定による。

2. この規約に規定されていない事項は日野市体育協会の定める規約に拘束され、理事会において決定する。

3. 規約改訂

(1) この規約は平成3年4月1日より改訂する。

(2) この規約は平成4年4月1日より改訂する。

(3) この規約は平成9年12月2日より改訂する。

(4) この規約は平成31年4月1日より改訂する。

(5) この規約は令和6年4月1日より改訂する。

I. 大会規程

当規程は日野市バドミントン連盟並びに日野市の主催する大会を、円滑かつ迅速に運営・実施するためのものである。但し、各種大会で定められる大会開催要領を優先する。

1. 出場資格について

本連盟の会員および、日野市在住、在勤、在学者に限る。他は認めない。

2. 各種目出場資格基準について

(1) 男子、女子1部

- ・ 前回大会の1部出場者<注1>
- ・ 前回大会の2部入賞者(1~2位)(但し、55才以上の者は除く)
- ・ 当連盟が認めた者又は希望者

(2) 男子、女子2部

- ・ 前回大会の2部出場者
- ・ 前回大会の3部入賞者(1~2位)
- ・ 前回大会の1部に出場し、初回戦で敗退(リーグ戦の場合は全敗)した者
- ・ 前回大会の1部に出場し、入賞(1~3位)していない、55才以上の者
- ・ 当連盟が認めた者

(3) 男子、女子3部

- ・ 前回大会の3部出場者
- ・ 初めて大会に出場する者
- ・ 55才以上の者(希望者)<注2>
- ・ 当連盟が認めた者

<注>・**前回大会とは同一名称の各種大会を示す。**

- ・前回大会に出場しなかったものは、前々大会を基準とする。
- ・棄権の場合は出場したものとみなす。
- ・ミックスは男子の出場資格基準をもって判断する。

<注1>パートナーが2、3部の有資格者の場合は、パートナーは再度2、3部に出場できる。

但し、入賞(1~3位)した場合は除く。この規定は同様に2部出場者にも適用する。

<注2>55才以上の者が優勝した場合は、次の大会は2部で出場しなければならない。

3. 大会各種目成立条件について

- ・1種目**3名以上(ダブルス・トリプルスは3組以上)**の参加で成立する。

但し、原則的に表彰については、**参加者が3名(3組)の場合は1位のみを表彰、参加者が4~5名(4~5組)の場合は1、2位のみを表彰、参加者が6名(6組)以上の場合は1~3位まで表彰するものとする。**

4. エントリー、参加費納入及びメンバー変更について

- ・エントリー及び参加費納入は組合せ当日までに行なうこと。
- ・組合せ終了後には参加費は返納しない。
- ・組合せ終了後のエントリーは認めない。
- ・組合せ後のメンバー変更は認めない。
- ・当日のメンバー変更は、ダブルスの場合、1名のみ認める。その他は、棄権またはオープン試合とする。

5. 試合当日の受付時間について

- ・指定時間までに受付完了のこと。
- ・受付時間に遅れた場合は棄権又はオープン試合とする。但し、代理者による受付は認める。

6. 違反者について

当大会規定に違反したものに対しては次の処置をする。

- ・試合開始前及び試合中に発覚した場合は棄権又はオープン試合とする。
- ・試合後大会終了までに発覚した場合は失格とする。この際順位は繰り上げない。

7. その他

- ・1部、2部有資格者で過去2年間各種大会に出場できなかった場合は連盟の審査を経て、1ランク下位の部の出場を認める。
- ・シード権は前年度の大会を基準とする。
- ・**日野市在住の高校生は、学校のクラブの部員であっても、連盟所属クラブに登録することができ、クラブ対抗戦に登録クラブで出場できる。**

II. 慶弔規程

当規程は理事、役員本人並びに当連盟が認めた者について適用するものである。

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 結 婚 | 祝 金 5,000 円 |
| (2) 怪我・病氣(2週間以上の入院) | 見舞金 5,000 円 |
| (3) 死 亡 | 香 典 10,000 円 |